

かながわ国際政策推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 国際社会の変化に対応した神奈川の国際施策の推進について有識者等の意見を聴取し協議するため、かながわ国際政策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 国際施策の推進に関すること。
- (2) かながわ国際施策推進指針に関すること。
- (3) 外国籍県民かながわ会議との連携に関すること。
- (4) その他、かながわの国際政策の総合的な推進に関すること。

(委員)

第3条 懇話会は、知事が選任する次の委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 外国籍県民
 - (4) 市町村の代表者
 - (5) 県民等からの公募等により選考された者
- 2 前項のうち、県民等からの公募等については、別途定める。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期の途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期は、必要があると認められるときは、これを1年延長することができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第5条 懇話会の会議は会長が招集し、その座長となる。

(意見の聴取)

第6条 懇話会において必要があると認められるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 懇話会には、その所掌事項に係る専門事項について調査、研究するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会における懇話会以外の委員については、知事が選任する。

(事務局)

第8条 懇話会の事務局は、神奈川県文化スポーツ観光局国際課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他懇話会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。